

# 『被災建築物及び被災工作物』の撤去に関する支援制度

平成 31 年 1 月施行 庄原市

この制度は、平成 30 年 7 月豪雨による災害により被害を受けた「被災建築物」及び「被災工作物」の撤去を庄原市が支援するものです。

## 1 支援の内容

平成 30 年 7 月豪雨による被災建築物及び被災工作物の撤去を市が行います。

## 2 撤去の要件

撤去の対象は、次のとおりです。

- ① 半壊以上の住家（店舗兼用住宅を含む）
- ② 罹災証明で半壊以上の認定を受けているもので、倒壊による危険及び生活環境保全上支障となる建物（空き家、倉庫等を含む）
- ③ 災害により損壊した工作物及びがれき等で、早急に撤去しなければ人的又は物的被害を引き起こす恐れがあるもの。
- ④ 災害により損壊又は変形し、廃棄せざるを得なくなったもの又はこれと土砂、流木、岩石などが混然となったもの。

### 【注意点】

- ※ 一部のみの解体やリフォームに係るものは対象となりません。
- ※ 中小企業基本法の規定に該当しない企業が所有する被災建築物は対象となりません。
- ※ 被災建築物に該当しない建築物、工作物及びがれき等の撤去は対象となりません。
- ※ 庭木、庭石類（撤去作業上必要な場合を除く）の撤去は対象となりません。
- ※ 浄化槽以外の地下埋設物又は地下構造物の撤去は対象となりません。
- ※ 地上より上の建物及び基礎部分の撤去は対象となりますが、整地は行いません。
- ※ 撤去作業は、平成 31 年 11 月 30 日までを予定しております。

## 3 対象者の要件

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 罹災証明で半壊以上の認定を受けている被災建築物及び被災工作物の所有者
- ② 被災建築物及び被災工作物を自力では撤去等ができないため、その撤去を市に依頼する方
- ③ 撤去にあたって、次の注意事項が遵守できる方

## 4 撤去にあたっての注意事項

撤去作業にあたって対象者は次の事項を守ってください。

- ① 撤去作業前に被災建築物内の家財道具等を撤去の支障にならないようにすること
- ② 撤去作業前に水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及び手続きを完了すること
- ③ 他者所有の財物を一緒に破棄しないこと
- ④ 虚偽申請は行わないこと
- ⑤ 撤去作業にあたり隣地への立入り等が必要となった場合は、当該所有者から同意を得ること
- ⑥ 撤去作業にあたり近隣への周知を行うこと
- ⑦ 撤去に係る滅失登記等、各種手続きは責任を持って行うこと

## 5 申請手続きに必要な書類等

① 被災建築物等・災害等廃棄物の撤去等申請書（様式第1号）
② 申請者の本人確認書類（顔写真付き免許証等、顔写真なしの場合は健康保険証やマイナンバーカード通知書等を2種類）
③ 罹災証明書の写し
④ 登記事項証明書の原本
⑤ 建物配置図（別紙1）
⑥ 現況写真（別紙2）
⑦ 共有者や抵当権者等、他の権利者がいる場合は、同意書（添付書類1）
⑧ 相続登記をしていない場合は、遺産分割協議等相続を証する書類又は同意書（添付書類1）
⑨ 申請者と所有者が異なる場合は、委任状（添付書類2）
⑩ 印鑑証明（申請者・他の権利者分）

## 6 申請手続きから撤去までの流れ

申請から撤去までの手続等は、次のような流れになります。

